

大阪体育大学における公正な研究活動の推進に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪体育大学（以下「本学」という。）が社会から負託された学問の発展に寄与するため、公正な研究活動を推進し、研究活動における不正行為を事前に防止するとともに、不正行為に適切に対処するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において研究活動における「不正行為」とは、ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等をいい、研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

2 この規程において「特定不正行為」とは、前項の不正行為のうち、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用をいい、その意味は、次に示すとおりである。

(1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること

(2) 改ざん 研究に係る資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

(3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析若しくは解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解を得ず又は適切な表示をすることなく流用すること

3 この規程において「研究者等」とは、本学において研究活動に従事する教員、学生その他本学の施設を利用して研究を行う者をいう。

4 この規程において「部局」とは、研究科、学部、附置施設その他研究者等が所属する本学の組織をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、不正行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者等に求められる倫理規範を修得するための教育（以下「研究倫理教育」という。）を受けなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保し、第三者による検証を可能にするため、研究データ等を一定期間適切に保管し、開示の必要ある場合には、これを開示しなければならない。

4 前項の研究資料等の保存期間及び管理の方法等については、別に定める。

(統括管理責任者)

第4条 本学に統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

3 統括管理責任者は、前項に定めるほか、本学における研究活動の不正行為への対応等に係る責任者として部局を指導・監督する。

(部局の長の責務)

第5条 部局の長は、各部局において、公正な研究活動の推進及び不正行為を防止する環境の整備に努める。

2 部局の長は、各部局における研究活動の不正行為への対応等に係る責任者となる。

(研究倫理教育責任者の設置)

第6条 本学に、研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育推進部会部会長をもって充てる。

3 研究倫理教育責任者は、研究者等に対し、研究分野の特性に応じた研究倫理教育を受けさせなければならない。

4 必要に応じて研究倫理教育副責任者を置き、研究倫理教育の実質的な実施責任者とすることができる。

5 研究倫理教育の実施に際し必要な事項は、別に定める。

(研究公正委員会)

第7条 本学に、公正な研究活動を推進するとともに、研究者等による不正行為に対処するため、研究公正委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 統括管理責任者

(2) 研究科長、学部長、学長補佐（研究担当）

(3) その他委員会が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 前項第3号に規定する委員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。再任は妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 公正な研究活動の推進に係る情報収集及び周知に関すること

(2) 研究者等の特定不正行為に関する申立ての調査及び認定に関し必要な事項

(3) その他公正な研究活動の推進及び不正行為への対処に関し必要な事項

(専門委員)

第9条 委員会に、専門分野に応じた調査及び審議の適正を確保するため、委員の職務を補佐する専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員長が委嘱する。

3 専門委員は、委員会の求めに応じ、委員会に出席することができる。

(窓口の設置)

第10条 大学事務局庶務部に、特定不正行為に関する申立て及び情報提供（不正行為が行われようとしている、または不正行為を求められている旨の相談を含む。）並びにこの規程にかかわる相談、照会等に対応するための窓口を設置する。

(特定不正行為の疑いの申立て)

第11条 特定不正行為の疑いが存在すると思う者は、前条の窓口に対し、調査を申し立てることができる。

2 前項の申立ては、申立書（別紙様式）を用いるほか、電話、FAX、電子メール、面談を手段として選択できるが、いずれの場合も顕名により行うものとする。

3 第1項の申立ては、原則として、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ名、特定不正行為の内容等が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。その際、申立者の告発の意思が明らかでない場合、窓口の職員はこれを確認する。

4 第1項の申立てがあつた場合には、庶務部長は、速やかにその内容を委員会の委員長に

報告しなければならない。

5 前条第1項の情報提供や相談があつたときも前項と同様とする。このとき委員会は、その内容を精査して相当の理由があると認めるときは、被申立者に対して委員会は警告を行う。

6 第2項の規定にかかわらず、匿名による申立てがあつた場合、申立ての内容によっては、顕名の申立てがあつた場合に準じて取り扱うことができるものとする。

7 研究者コミュニティ、新聞等の報道機関又はインターネット等により、特定不正行為の疑いが指摘された場合は、特定不正行為を行ったとする研究者の氏名、特定不正行為の内容等が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限り、これを匿名の申立てに準じて取り扱うことができるものとする。

(窓口の職員の義務)

第12条 申立ての受付に当たっては、その事案に利害関係を持つ職員はこれに関与できない。また、庶務部長及び職員は、申立者の秘密の保持その他申立者の保護を徹底しなければならない。

2 庶務部長及び職員は、適切な方法によって申立てを受け付け、その内容を他の者が同時及び事後に見聞きできないよう必要な措置を講じる。

(守秘義務)

第13条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本学を退職した後も、同様とする。

2 委員会の委員長は、申立者、被申立者、申立て内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、これらの秘密保持を徹底する。

(申立者の保護)

第14条 部局の長は、申立てを行ったことを理由とする当該申立者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないように適切な措置を講じる。

2 本学の教員、職員等は、悪意に基づく申立てであることが判明しない限り、単に申立てを行ったことを理由として、当該申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。この規程において、悪意に基づく申立てとは、被申立者を陥れるため、若しくは被申立者の研究を妨害するため等、専ら被申立者に何らかの不利益を与えること又は本学若しくは被申立者が所属する部局等に不利益を与えることを目的とする申立てをいう。

(被申立者の保護)

第15条 本学の教員、職員等は、単に申立てがなされたことのみをもって、被申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(調査協力者の保護)

第16条 委員会は、第18条の予備調査及び第19条の本調査に協力する者に対して、情報提供を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう配慮する。

(悪意に基づく申立て)

第17条 何人も、悪意に基づく申立てを行ってはならない。

2 学長は、悪意に基づく申立てであったことが判明した場合は、当該申立者の氏名の公表、処分、民事上又は刑事上の法的措置等、必要な措置を講じることができる。

(予備調査)

第18条 委員会は、窓口からの報告を受けた日から原則として60日以内に予備調査開始

の可否を検討し、その結果を申立者に通知するとともに、調査の必要があると認めるとき

は、最も関連する部局の長に対し、事案について必要な調査（以下「予備調査」という。）及び適切な対応を指示する。この場合において、予備調査の必要ありと認めるときを、本条第5項における申立て受理の日とする。

2 委員会は、第11条第6項に該当する場合等申立てによるものでない場合についても、予備調査の必要があると認めるときは、最も関連する部局の長に対し、予備調査及び適切な対応を指示する。この場合においても、予備調査の必要ありと認めるときを、本条第5項における申立て受理の日とする。

- 3 委員会は、特定不正行為以外の不正行為の疑いに関する申立てまたは相談があったときは、必要に応じて、予備調査および適切な対応を指示することができる。
- 4 委員会は、第11条第4項の場合において、当該申立てに係る研究データが別に定める保存期限を超過している等の理由により予備調査の実施が困難であると認められたときは、当該申立てを却下することができる。
- 5 部局の長は、予備調査を原則として申立て受理の日から60日以内に終了し、その結果を委員長に報告するものとする。
- 6 部局の長は予備調査において、調査対象の研究者等（以下「対象研究者」という。）に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 7 委員会は、当該部局において予備調査を実施することが困難であると判断した場合には、当該部局と関連する部局の長に対し、予備調査の実施を依頼することができる。
- 8 委員会は、予備調査の結果に基づき、事案について本調査を実施するか否かを決定する。
- 9 委員会は、前項の決定を行った場合には、その結果を関連する部局の長、申立者及び対象研究者に通知するとともに、求めに応じて予備調査に係る資料等を開示する。
- 10 委員会は、本調査の実施を決定した場合には、学長にその旨を報告するとともに、30日以内に本調査を開始する。
- 11 学長は、前項の報告を受けた場合には、文部科学省にその旨を報告するとともに、調査対象に係る研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金の配分機関（以下「配分機関」という。）に対し、その旨を報告するものとする。

（調査委員会）

第19条 委員会は、本調査の実施を決定したときは、当該事案に係る調査委員会を設置するものとする。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 第7条第2項第2号に掲げる者のうちから委員会において選出された者 1名
 - (2) 予備調査を実施した部局から選出された者 1名以上
 - (3) 学外有識者又は法律専門家 若干名
- 3 前項第3号の委員の数は、調査委員会の委員の総数の半数以上とする。
- 4 第2項各号に掲げる委員には、対象研究者及び申立者と直接の利害関係を有する者を除く。
- 5 委員は、学長が委嘱する。
- 6 調査委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

7 調査委員会を設置したときは、委員会は、調査委員の氏名及び所属を申立者及び対象研究者に通知する。これに対し、申立者及び対象研究者は、通知を受けた日から7日以内に、書面により、委員会に対し理由を添えて異議申立てを行うことができる。

8 委員会は、異議申立てにより調査委員を交代したときは、その旨を申立者及び対象研究者に通知する。

(本調査)

第20条 委員会は、予備調査の結果に基づき、事案について本調査を実施するか否かを決定する。

2 委員会は、前項の決定を行った場合には、その結果を関連する部局の長、申立者及び対象研究者に通知するとともに、求めに応じて予備調査に係る資料等を開示する。

3 委員会は、本調査の実施を決定した場合には、学長にその旨を報告するとともに、実施決定後30日以内に本調査を開始する。

4 学長は、前項の報告を受けた場合には、文部科学省にその旨を報告するとともに、調査対象に係る研究に競争的資金が配分、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金の配分機関（以下「配分機関」という。）に対し、その旨を報告する。

5 調査委員会は、本調査を実施する場合には、原則として調査開始の日から60日以内に当該調査を終了する。

6 調査委員会は本調査において、対象研究者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

7 関係者は、本調査に対しては、誠実に協力しなければならない。

8 関係者は、調査委員会から本調査に係る資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。

9 委員会は、特定不正行為の認定を行ったとき、これに関与した者の関与の度合いや当該研究に係る論文等における著者の役割及び当該研究活動における著者の役割についても認定を行うものとする。

10 調査委員会は、本調査が終了したときは、その結果を委員長に報告する。

(審査及び認定)

第21条 委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為の有無について審査し、その認定を行う。

2 前項の認定は、窓口からの報告を受けた日から原則として210日以内に行うものとする。

- 3 委員会は、申立てが悪意に基づくものであると判断したときは、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、委員会は申立者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 委員会は、第1項又は第3項の認定を行ったときは、直ちに、その内容を学長及び関連する部局の長に報告しなければならない。
- 6 委員会は、第1項の認定の結果を申立者及び対象研究者に通知する。
- 7 学長は、特定不正行為であると認定した旨の報告を受けたときは、配分機関及び文部科学省に報告する。

(異議申立て)

第22条 不正行為を行った旨の認定を受けた対象研究者は、その通知を受けた日から14日以内に、委員会に対して異議申立てを行うことができる。

- 2 申立てが悪意に基づくものと認定された申立者は、その通知を受けた日から14日以内に、委員会に対して異議申立てを行うことができる。異議申立てがあった場合、委員会はその申立者が所属する機関及び対象研究者にその旨を通知する。
- 3 委員会は、前2項の異議申立てについて再調査が必要であると認めたときは、調査委員会に対し、再調査の実施を指示するものとする。その場合、必要に応じて調査委員を交代させることができる。また、再調査の結果について委員会は、申立者とその所属機関、対象研究者に通知する。
- 4 委員会は、第1項の異議申立てがあったときは、学長に報告するとともに、申立者に通知するものとする。
- 5 学長は、当該異議申立てが特定不正行為を行った旨の認定に対するものであるときは、配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 6 前2項の規定は、異議申立てを却下した場合及び再調査の指示を行った場合にも適用する。
- 7 調査委員会は、原則として再調査開始の日から50日以内に当該調査を終了し、結果を委員会に報告する。
- 8 委員会は、前項の結果に基づき、前条の認定を覆すか否かを審査する。
- 9 委員会は、前項の審査結果を学長に報告するとともに、申立者及び対象研究者に通知する。
- 10 学長は、第1項の異議申立てが特定不正行為の認定に対するものであったときは、審査結果を配分機関及び文部科学省へ報告する。

(調査結果の公表)

第23条 統括管理責任者は、特定不正行為が認定された場合は速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項の公表における内容は、特定不正行為に関与した者の氏名及び所属、特定不正行為の内容、本学が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定不正行為があったと認定された論文等が、申立てがなされる前に取り下げられていたときは、当該特定不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。
- 4 特定不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合は、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はこの限りでない。
- 5 統括管理責任者は、悪意に基づく申立てが行われたとの認定がなされた場合には、申立者の氏名及び所属、悪意に基づく申立てであると認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を公表する。

(委員会等の事務)

第24条 委員会及び調査委員会に関する事務は、庶務部研究支援担当で行う。

(論文等の取下げ等の勧告)

第25条 統括管理責任者は、特定不正行為が認定された対象研究者に対して、当該特定不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正その他の措置を勧告する。

- 2 統括管理責任者は、対象研究者が前項の勧告に応じない場合は、必要な措置をとることができる。

(処分)

第26条 学長は、本調査の結果、不正行為が行われたと認定された場合は、当該不正行為に関与した者に対して、就業規則その他の規定に従い、処分を課すものとする。

- 2 学長は、前項の処分が特定不正行為に対するものであるときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、当該処分の内容等を通知する。
- 3 学長は、認定された特定不正行為によって本学に損害が生じたと判断できる場合、その関与者に賠償を求めるとともに、必要に応じて民事上又は刑事上の法的措置を執ることができる。

(是正措置等)

第27条 委員会は、本調査の結果、不正行為の存在が確認された場合は、当該部局の長に対し、次に掲げる事項について適切な措置を講ずべきことを指示する。

- (1) 対象研究者への研究倫理教育
- (2) 研究組織、研究環境及び研究指導体制の問題点の見直し
- (3) その他不正行為の再発防止のために必要な事項

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、公正な研究活動の推進等に関し必要な事項は、別に定めることとし、定めのないものについては、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を適用する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。